

個人情報保護教育におけるeラーニングの活用

2005年4月から施行された個人情報保護法の順守徹底には、社員教育を効果的かつ継続的に
行うための実行計画の作成と、日常的な教育実践が欠かせない。その有効な手段となるのがIT
を活用した教育方法であるeラーニングである。本稿では、eラーニングの特性を活かした教育
の仕組みづくりと推進のポイントを、事例を交えながら考察していく。

個人情報保護法対応における教育の重要性

個人情報保護法対応においては、対象データの特定や、社内組織の設置、ルールの整備といった一連のアクションと、その後の継続的な維持・運用体制が重要となる。

企業組織においては、入退社、人事異動などによる人の動きが必ず発生するため、いったん定めたことの周知徹底や、個々の社員の、必要な知識の修得および日常の業務活動への反映が、継続的になされなくてはならない。そのカギを握るのが教育である。

実際、個人情報保護法やJIS Q15001規格および関連ガイドラインも、教育の重要性について、はっきり言及している。

事前の教育計画づくりの重要性

個人情報保護教育の内容を考えるにあたって重要なのは、法律解釈のような一般論ではなく、現実に事故を起こさない、起こさせないための方法論から、万一、事故が起こった場合の対応までを、体系的にとらえた教育体制を念頭に置くことである。

たとえば、教育対象者についても、社員のほかに、採用内定者や選考中の者、アルバイ

トや契約社員などさまざまな者が存在する。これらすべてに対して、適切なタイミングで適切な教育を施す体制を考える必要がある。

継続的に就労している従業員については、教育の機会もとりにやすいが、短期雇用など一時的にしか接触する機会がない従業員は、最初に交わす契約書や合意書に、該当する記述を追記して、確認同意を得ることが現実的である場合もある。

こうしたさまざまなパターンを想定し、必要な教育を、必要なタイミングで、必要な実施レベルで、漏れなく実行することが重要である。これを怠ると、実際に事故が発生した場合に、企業責任を厳しく問われることにもなりかねない。

eラーニングを活用するメリット

こうした教育計画に実効性をもたせる上で重要なポイントとなるのが、いかなる実施手段を採るかである。

一般的な実施手段として、講師が対面型でわかりやすく説明する集合研修がある。しかし、個人情報保護教育は、「すべての対象者に」「速やかに」「教育修了を徹底する」ことが求められるため、大規模な組織や、多様な



人員構成・雇用形態をとる場合には、これだけでは適切であるとは言えない。また、教育実施の証跡を確実に記録し、随時、迅速に実施状況を把握して、運用の徹底を図る効率性も同時に検討されなくてはならない。

これらの条件を満たす手段として、期待されているのがeラーニングである。

eラーニングには、「いつでも」「どこでも」「最新の情報で」という特性と、さらに「多数の受講者」に「短期間」で「同じ品質」の教育を効率的に実施できるというメリットがある。一般的に、eラーニングのシステムが管理しているサーバー側で実施記録を逐次取得・管理したり、任意の時点での実施状況をリアルタイムでモニタリングできるという管理上のメリットもある。さらに、所属や対象者ごとに、最適な教育を行うよう教育内容を組み替えることについても、サーバー機能を活用すれば容易に行うことが可能である。

eラーニング活用事例

個人情報保護教育については、NRI（野村総合研究所）グループでも、NRIラーニングネットワークを中心に、教育計画の策定、教材や関連文書の企画・制作、講師派遣、システム構築まで、幅広くサービスを提供している（<http://learningnet.nri.co.jp/elearning/fortissimo.htm>）。

ここでNRIグループが行っている個人情報保護教育の事例を踏まえながら、eラーニング活用の留意点を考えていく。

NRI社内においては、主管部署の協力のもと、3つの実施段階による全社教育を実施している。第1段階は、基礎知識としての教育で、個人情報保護法の全般的な理解、および実際の事例などの教育である。第2段階では、実際の業務遂行中に発生し得る仮想事例を通じて、日常業務に則した応用の教育を行う。第3段階では、システム管理者的な役割の社員を対象に、データファイルの取り扱いやIT機器の管理運用について教育を行う。

また、他の企業においては、情報システム部門、法務部門、現場管理部門などの横断的な代表スタッフとのプロジェクト体制をとり、対象データの特定から対象組織・人員の洗い出し、関連文書の整備、教材素材の特定とコンテンツ原稿の作成、最終的な教材データの制作とeラーニングシステムの準備・設営、といったトータルな形での運営サポートを継続的に行っている。

継続運用が重要

共通して言えるポイントは、いったん仕組みを作ったら終わりではなく、継続的に運用していくことである。個人情報保護法への対応は、まさにこれからがスタートであり、時間とともに新たな問題も出てくるであろう。企業には、「個人情報はお預かりしているもの」という意識づけや、情報の取り扱いの重要性を理解し、適切な教育を全社で継続的に行うことが求められている。 ■